

## 南部箕蚊屋広域連合財務規則

平成11年7月19日 規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、南部箕蚊屋広域連合（以下「広域連合」という。）の財務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出納員等)

第2条 広域連合に出納員及び分任出納員を置く。

2 出納員及び分任出納員は、別表1に掲げる職にある者をもって充て、別に辞令を用いることなく任命されたものとみなす。この場合において、広域連合長の事務部局の職員以外の職員については、広域連合長の事務部局の職員に併任されているものとみなす。

3 広域連合長は、前項に規定する者のほか、別に出納員又は分任出納員を命ずることができる。

4 出納員は会計管理者の命を受け、その出納事務を補助する。

5 分任出納員は会計管理者又は出納員の命を受け、その出納事務を補助する。

(会計管理者の事務の委任)

第3条 広域連合長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任させるものとする。

2 前項の委任事務は、現金の出納（小切手の振出を含む。）及び出納保管事務とする。

(出納員等の領収印)

第3条の2 出納員及び分任出納員が使用する領収印のひな形及び形状は、別表2に定めるとおりとする。

(南部町財務規則の準用)

第4条 広域連合の財務については、前各条に掲げる場合を除くほか、南部町財務規則（平成16年南部町規則第52号）の規定を準用する。

(読み替え)

第5条 南部町財務規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところにより読み替える。

(1) 町長 広域連合長

(2) 町 広域連合

(3) 課長 事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第5号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。


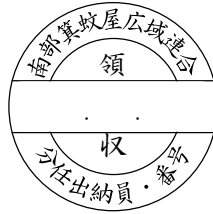
附 則（平成31年4月19日規則第2号）  
 この規則は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）

出納員及び分任出納員の指定表

区 分	指定する職員
出納員	1 事務局長 2 構成町村の会計管理者
分任出納員	1 事務局の職員（事務局長を除く） 2 構成町村の介護保険担当課、会計課及び出納室に所属する職員

別表2（第3条の2関係）

名 称	ひな形	形 状
出納印領収印		円形 直径25ミリメートル かい書
分任出納員領収印		円形 直径25ミリメートル かい書